

# 名古屋港管理組合公報

平成29年12月28日  
(木曜日)  
第 609 号

## 目 次

○名古屋港ポートビル施設の供用休止	1
○名古屋港審議会臨時委員の委嘱	1

## 告 示

### 名古屋港管理組合告示第35号

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第13条第1項第2号の規定に基づき、名古屋港ポートビル施設の供用を次のとおり休止する。

平成29年12月28日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

- 1 休止対象施設  
海洋博物館、展望室並びに会議室、講堂及びこれらの施設の附帯設備
- 2 休止の理由  
受変電設備補修工事に伴い必要があるため
- 3 休止期間  
平成30年1月20日から平成30年1月22日まで（3日間）

## 審 議 会 事 項

名古屋港審議会臨時委員に、下記の者が委嘱された。

- 池 田 哲 郎 (12月18日)
- 西 本 俊 幸 ( 同 )

発行所 名古屋市港区港町1番11号

### 名古屋港管理組合